

日本基礎老化学会運営細則

1(会費)

1-1 年会費は下記の通りとし、本会事務局または本会の指定する機関に納入する。

1-2 年会費

1-2-1 正会員は 7,000 円/年、理事は 15,000 円/年、評議員は 10,000 円/年、学生会員は 2,000 円/年とする。

1-2-2 賛助会員費は一口につき 50,000 円/年とする。

1-2-3 2年間会費の納入のない場合（会費納入義務違反）は、その後の会務情報を発送しない。当該会員は、年会に正会員あるいは学生会員として参加することはできない。

2(役員を選出等)

2-1 正会員による理事の選挙は連記無記名投票とする。インターネット等を用いた電磁的方法による投票も可能とする。

2-2-1 評議員候補者を推薦する者は、本会理事あるいは評議員 2 名以上の推薦書ならびに評議員候補者の履歴書（研究歴・関連分野における主要業績・会員歴等含む）を理事会に提出する。評議員候補者は、2-2-2 から 2-2-4 の条件をすべて満たす正会員とし、評議員資格は理事会で決定する。

2-2-2 候補者は本学会に継続して 5 年以上在籍しており、年会費を完納していること。

2-2-3 候補者は過去 5 年間に年会あるいはシンポジウムに 3 回以上出席（発表の有無を問わない）していること。

2-2-4 候補者は過去 5 年間に老化研究に関連する総説あるいは原著論文 1 編以上を有していること（言語、雑誌、著者順は問わない）。

2-3-1 評議員の任期中 5 年間に 3 回以上評議員会を欠席した時には、評議員の資格を失う（評議員会への委任状は評議員資格維持のための出席とは認めない）。

2-3-2 理事に選出された評議員は、その任期中、評議員の資格を失う。

2-3-3 理事に就任して評議員の資格を失った者は、理事退任後、所定の手続きなく評議員に再任される。

2-3-4 理事長宛の届（任意）の提出により、評議員を辞職することができる。

2-4-1 理事の選出に係わる選挙事務は監事により構成される選挙管理委員会がこれにあたり、理事長の指名する理事と評議員の立会いのもとに開票する。

2-4-2 理事の選出に関する選挙結果は、学会サーキュラーに広告する。

2-5 選挙結果が確定後、選出された理事候補者はその任期発効に先立ち、互選により理事長候補者を、また理事長候補者は庶務理事、会計理事、編集理事候補者を指名することができる。

2-6 理事の任期は、会則第 18 条の規定により原則として 4 月 1 日から 2 年後 3 月 31 日までの 2 か年とする。

2-7-1 通算 10 年以上にわたって役員を務めるか、または本会の発展に特に顕著な功績のあった、65 歳以上の正会員は、評議員あるいは理事 1 名以上の推薦、理事会の決定を経て名誉会員とすることができる。

2-7-2 特に本会の発展あるいは基礎老化研究に顕著な功績のあった国内外の非会員を評議員あるいは理事の推薦により理事会の決定を経て名誉会員とすることができる。

3(会議)

3-1 総会

3-1-1 総会は正会員数の 1/4 以上の出席(委任状も含む)で成立し、その議決は出席者の過半数を必要とする。委任状は電子メール等を用いた電磁的方法による提出も可能とする(形式は別に定める)。

3-1-2 総会の議長は、原則として大会会長が務める。

3-2 理事会および評議員会

3-2-1 理事会および評議員会は、それぞれ 2/3 以上(委任状も含む)の出席で成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。委任状は電子メール等を用いた電磁的方法による提出も可能とする(形式は別に定める)。

3-2-2 評議員会開催時に評議員議長を互選により選出する。

3-3 学術会議

3-3-1 学術会議等の開催に当たっては、参加費を徴収することができる。

3-3-2 年次学術集会における演者は正会員、学生会員に限る。非会員の参加については、そのつど定める。

4(附則)

4-1 本学会事務の一部は他の適切な機関に委託することができる。

4-2 本細則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

4-3 本運営細則は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 16 年 4 月 1 日 一部改訂)
(平成 25 年 6 月 5 日 一部改訂)
(平成 27 年 6 月 14 日 一部改訂)
(平成 30 年 6 月 2 日 一部改訂)
(平成 30 年 7 月 4 日 一部改訂)

電子メールによる委任状様式

日本基礎老化学会(会員、評議員、理事)各位

XX 年 XX 月 XX 日に開催される総会の成立にあたっては正会員の 1/4 以上の出席(委任状含む)、評議員会、理事会の成立にあたっては構成員の 2/3 以上の出席(委任状含む)が必要となります。

欠席する方は、下記の引用部分をコピーの上委任状に必要事項を記入し、学会に登録済みの電子メールアドレスから、以下宛に送信下さい。

secretariat@jsbmg.jp

----- 以下 返信引用部分 -----

日本基礎老化学会 20XX 年度総会(評議員会、理事会)に欠席します。

会員番号:

所属(勤務先名):

氏名:

■委任状■

平成 年 月 日

日本基礎老化学会 御中

私は議長(・その他 なんのたろべい氏)を代理人と定め、XX 年 X 月 YY 日に開催される第 XXX 回基礎老化学会総会(評議員会、理事会)における全議案の議決権を委任致します。

(押印は不要です)